3　総合評価に関する事項
⑴　第１号３⑴に同じ
⑵　総合評価の方法
①　第１号３⑵①に同じ
②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目の評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。
㋐　技術提案［ＶＥ提案］の項目として「コンクリートの品質管理に係わる具体的な施工計画」
㋑　技術提案［施工計画］
㋒　施工体制（施工体制評価点）
③～④　第１号３⑵③～④に同じ
⑤　②㋐の「コンクリートの品質管理に係わる具体的な施工計画」の技術提案［ＶＥ提案］については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。
②㋑の「技術提案［施工計画］」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。
⑶　第１号３⑶に同じ
⑷　⑵②㋐「コンクリートの品質管理に係わる具体的な施工計画」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。
⑸　第１号３⑸に同じ
4　入札手続等
⑴～⑸　第１号４⑴～⑸に同じ
⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。
①～②　第１号４⑹①～②に同じ
③　郵送等による入札の受領期限は、平成25年11月７日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。
開札は、平成25年11月12日11時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。
なお、落札決定の日は開札の翌日を予定する。
5　その他
⑴～⑱　第１号５⑴～⑱に同じ
6　Summary
⑴～⑵　The same with notice above (NO. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of Chubu-Oudan Ooishi river Bridge.
⑷～⑹　The same with notice above (NO. 1)

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年８月２日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局長　池内　幸司
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　姉川橋下部工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　（自）滋賀県長浜市酢地先(至)滋賀県長浜市曽根町地先
⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝259m　逆Ｔ式橋台（Ｈ＝6.0m、Ｈ＝6.5m）２基、ラーメン式橋脚（Ｈ＝6.1mからＬ＝11.2m）６基、回転鋼管杭φ1,000㎜（Ｌ＝30.5mからＬ＝40.5m）32本、構造物撤去工（既設橋）１式、河川護岸工　703㎡
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成27年２月28日まで。
⑹　使用する主要な資機材
コンクリート　800㎥、鉄筋　135ｔ、鋼管杭391ｔ
⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻　本工事においては、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。
なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
⑾　本工事は、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意する「総価契約単価合意方式」の対象工事である。
単価等の合意にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によるものとするが、協議開始の日から14日以内に単価個別合意方式による協議が整わない場合は、単価を包括的に合意する方式である「単価包括合意方式」によるものとする。
なお、総価契約単価合意方式の実施の詳細については、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
⑿　本工事は、工事実施にあたって不足する下請け等の技術者や技能者等を通常考える工事実施地域外から広域的に確保せざるを得ない場合に、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の一部の費用（以下「実績変更対象費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成10年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋒までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「同種工事」という。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）等の乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績に限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。
㋐　鉄筋コンクリート構造で、ラーメン形式の橋脚工事。
㋑　基礎形式が既製杭（鋼管ソイルセメント杭を含む。）で、杭長35m以上の工事。
㋒　上記㋐及び㋑は、同一工事の施工実績でなくてもよいが、両方の施工実績を有すること。